

○公益財団法人吹田市文化振興事業団役員及び評議員の報酬等に関する規程

制 定 平成 24. 5. 16 規程 117

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人吹田市文化振興事業団（以下「事業団」という。）の役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、評議員会で選任された役員のうち、事業団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、事業団定款第13条に基づき、置かれる者をいう。

（常勤の役員に対する報酬）

第3条 常勤の役員に支給する報酬の額は、別表のとおりとする。

- 2 常勤の役員のうち、使用人を兼務する役員については、役員に対する報酬は支給しない。

（非常勤の役員に対する報酬）

第4条 事業団の事業執行に必要な会議の出席及び事務に従事した場合の非常勤の役員に対する報酬の額は、1日につき、8,400円以内とする。

- 2 非常勤の役員のうち、吹田市の常勤の職員にある者には支給しない。

（評議員に対する報酬）

第5条 事業団の事業執行に必要な会議の出席及び事務に従事した場合の評議員に対する報酬の額は、1日につき、8,400円以内とする。

（報酬の支給方法等）

第6条 常勤の役員に支給する報酬の支給方法等は、事業団職員給与規程第8条を準用する。

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、事業団の事業執行に必要な会議の出席等、必要の都度、支払うものとする。

（旅費）

第7条 役員及び評議員が事業団の事業執行のために出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。旅費及び支給方法は、事業団職員就業規則第32条を準用する。

（補則）

第8条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 9 月 28 日から施行する。
- 2 財団法人吹田市文化振興事業団役員及び評議員の費用弁償等に関する規程（昭和 59 年 11 月 30 日 規程第 7 号）は、廃止する。
- 3 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（平 24. 5. 16 規程 117）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表

常勤の役員の報酬月額

| 役職 | 報酬月額 |
|------|-------------|
| 理事長 | 300,000 円以内 |
| 副理事長 | 275,000 円以内 |
| 常務理事 | 250,000 円以内 |